●独立行政法人情報通信研究機構開放型研究開発施設利用規程

（案）

（目的）

第１条　この規程は、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）開放型研究開発施設（設備及びソフトウェアを含む。以下「施設」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において利用できる施設は、別表に掲げるものをいう。

（利用申請等）

第３条　施設の利用を希望する者は、別に定める利用申請要領に従い機構に別紙様式第１により利用申請を行うものとする。

二　第５条の規定により利用を許可された者（以下「利用者」という。）が継続して利用を申請する場合は、別紙様式第２により継続申請を行うものとする。

（機器等の持ち込み）

第４条　利用者は、研究開発の実施上必要な機器等の持ち込みを希望する場合は、利用申請の際に持ち込む機器の種類、利用予定、消費電力等について記載する。

二　持ち込んだ機器は、機構の施設等と明確に区別できるよう必要な措置を取るものとする。

三　持ち込み機器の保守等は、利用者の責任において行うものとする。

四　持ち込み機器の管理、破損、盗難等の責任は、利用者の責任とする。

（利用許可）

第５条　機構は、利用申請に対し、研究内容に相応する研究センター長が研究内容等を審査し、適当であると認めるときは、利用を許可する。

二　機構は、利用を許可する場合には、許可の内容（利用を許可する施設、利用を許可する期間、適用する利用負担金等）を利用者に通知する。

三　利用申請に対して利用を許可する期間は、原則として１年とする。

四　機構は、第１項の許可に施設等の管理運営上必要な条件を付け、又は利用の調整等により、申請内容を変更して利用を認めることができる。

（施設利用にあたっての禁止事項）

第６条　施設利用にあたっては、次の各号に掲げる場合には、許可をしない。

１　利用許可を受けた施設を第三者に利用させる場合
２　施設を直接の営利を目的として利用する場合
３　研究開発と無関係な利用をする場合

（審査の基準）

第７条　研究内容等の審査は、次の各号に掲げる基準により行うものとする。
１　当該施設の利用目的に合致又は関連した研究課題であること
２　効率的な施設の利用であること
３　公序良俗に反していないこと
４　継続の場合の研究成果報告に基づく評価結果

（利用の調整）

第８条　機構は、同じ施設に複数の申請があった場合には、研究内容に相応する研究センター長が、施設の利用に関し、調整を行い、調整が困難な場合には、別に定める評価により利用者を決定する。

（利用中止及び利用変更の届出）

第９条　利用者は、第５条の許可に係る利用を取り止めようとするとき、又は機器等の持ち込み及び利用期間などの利用条件を変更しようとするときは、機構に別紙様式第３の利用廃止・変更届出書を提出し、許可を受けることとする。ただし、施設の利用に及ぼす影響が小さい軽微な変更等については、この限りでない。

二　利用廃止・変更届出書により変更を許可されたものに係る費用は、利用者が負担する。

（利用許可の取消し）

第１０条　機構は、利用者が次の各号の一に該当した場合には、当該利用者に対する利用許可を取り消すことができる。
１　この規程又は許可の条件に違反した場合
２　第６条の禁止事項に相当することが判明した場合
３　正当な理由なく、一定期間施設等の利用がない場合
４　頻繁に利用予定日の取消し又は変更を行い、管理運営上支障をきたすと認められる場合
５　公序良俗に反する恐れがあると認められる場合
６　著作権等の第三者及び他の利用者の権利を侵害する恐れがあると認められる場合
７　施設等を破損し、又は滅失する恐れがあると認められる場合
８　利用負担金の支払いを遅滞し、又は支払いを拒否した場合

９　利用申請の内容を故意に偽っていることが判明した場合

１０　その他、管理運営上支障があると認められる場合

（利用期間及び時間）

第１１条　施設の利用は、許可を受けた利用期間及び時間とする。なお、利用期間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１月２日、１月３日、１２月２９日から１２月３１日及び研究機構が定めた日（以下「休館日」という。）を除いた日とする。

二　利用者は、利用期間中に休館日の利用又は利用時間の延長を希望する場合には、施設管理者に事前に申し出ること。

三　前項の申出があった場合機構は、管理運営上支障がないと認める場合には、利用を許可する。

四　前項に規定する利用については、利用負担金の適用区分に応じた利用負担金を適用する。

（施設の利用負担金）

第１２条　利用者は、第５条により許可を受けた利用期間に応じて、次の各号に掲げる負担金区分の適用により利用負担金を支払う。なお、施設の利用に際して生じる個別の電気料金、消耗品等については、実費を別途支払うものとする。

１　１か月負担金：１か月間の利用許可を受けた利用者に適用する。（この場合の１か月間は、暦上の月あるいは連続した３０日間（休館日を含む。）をいう。）

２　１日負担金　　１日単位の利用許可を受けた利用者に適用する。

３　１時間負担金　１時間単位の利用許可を受けた利用者に適用する。

二　次の各号に掲げる利用者については、利用負担金の割引を行うこととする。

１　国及び地方自治体

２　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条、第８２条の２及び第８３条に掲げる学校

３　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に掲げる中小企業者

４　その他、前各号に準ずる機関又は団体で機構が適当と認める者

三　利用負担金及び負担金割引については、利用可能施設毎に別表に定めるとおりとする。

四　機構と共同研究契約を締結して、施設を利用する場合は、別途機構と協議とし、共同研究契約書で定める。

（利用負担金の請求及び納付）

第１３条　利用負担金の請求及び納付については、次の各号に掲げるとおりとする。

１　機構は、利用者が施設を利用したときは、利用月の初日から末日までの間の利用負担金を一括して、翌月に請求書により請求するものとする。

２　利用者は、請求書に指定された納付期限までに機構が指定する金融機関の口座に請求書に記載された請求金額を振り込むものとする。この場合の振込手数料は、利用者の負担とする。

３　利用者は、利用許可（第９条による変更を含む。）を受けた利用日時について、第９条及び第１０条の規定による取消し又は変更の許可を得ないまま実際に利用しなかった場合についても、利用許可に係る利用負担金を支払うものとする。

４　利用負担金の前納（前納一括払いを含む。）について、利用者から申し出があり適当と認める場合又はその他必要な場合には、これを行えるものとする。

５　利用者が納付した利用負担金は、原則として返戻しないものとする。

（遅延利息）

第１４条　機構は、前条第２号に規定する納付期限までに利用代表者が利用料の支払いを行わなかったときは、当該期限満了の日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、請求金額に対し年８．２５％の割合を乗じて得た金額の遅延利息を請求することができるものとする。

二　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、また、その額に１００円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

（利用者の義務）

第１５条　利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

１　この規程

２　利用許可条件

３　その他、機構が管理運営上必要と認めた事項

二　利用者が、施設等における研究成果を発表するときは、当該施設等を利用した研究成果であることを記載すること。

（入退室の手続）

第１６条　機構は利用者の、施設への入退室に際し、機構の利用者証明証等による確認を行う。

（研究成果の報告）

第１７条　利用者は、毎年３月３１日現在の研究成果を機構に報告する。

二　利用者の研究が終了した場合には、その研究成果を機構に報告する。

三　研究成果は、原則として公開とする。ただし、利用者の申し出により機構がやむを得ないと認めた場合は、非公開とする。

（著作権）

第１８条　利用者が施設を利用し研究開発の成果として得たプログラム、データ等の成果物の著作権は、他の著作物の著作権を侵害しない限りにおいて、当該利用者に属するものとする。ただし、共同研究契約の場合は、この限りでない。

二　成果物に関して利用者と第三者間で著作権侵害に関する問題が発生した場合及び利用者が成果物を第三者に提供した結果、データ損失等の問題が発生した場合は、当該利用者の責任において全て解決するものとする。

（工業所有権）

第１９条　利用者が施設を利用し研究開発の成果として工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、特許を受ける権利、実用新案権を受ける権利、意匠登録を受ける権利及び商標出願により生じた権利をいう。）を得たときは、原則として利用者に属するものとする。ただし、共同研究契約の場合は、この限りでない。

（損害の賠償）

第２０条　利用者が故意又は過失によって施設を破損し又は滅失等したときは、利用者がその損害を賠償する。

二　機構は、利用者が施設を利用することにより発生した利用者の損害に対して責任を負わず、損害を賠償する義務はないものとする。

三　機構は、利用者が施設の利用によって他の利用者又は第三者に損害を与えた場合には、いかなる責任も負わないものとする。

（保全義務）

第２１条　利用者は、善良な管理者の注意をもって施設の維持保全をしなければならない。

二　前項の維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費は、全て利用者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（実地調査）

第２２条　機構は、利用許可した施設について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持利用に関し指示することができる。

（原状回復の義務）

第２３条　利用者は、施設の利用を終了したときは、機構職員の指示に従って施設を原状に回復する。なお、財産の欠損が生じた場合は、利用者が負担するものとする。

（秘密保持）

第２４条　利用者は、施設の利用により他の利用者又は第三者の秘密に接したときは、これをその他の者に開示又は漏えいしてはならない。

（利用の休止）

第２５条　機構は、管理運営上その他の事情によりやむを得ないときは、施設の利用を休止することがある。

二　機構は、前項の利用の休止によって利用者に損害が生じてもその賠償の責任を負わないものとする。

（利用手続等）

第２６条　施設の具体的利用方法、運用上必要な手続等は、別に定める。

（規程の変更）

第２７条　機構は、利用者の承諾を得ることなくこの規程を変更する場合があるものとする。

二　機構は、規程を変更する場合は、事前に周知を行うものとする。

（疑義の決定）

第２８条　使用許可した施設の使用について疑義を生じたときは、全て機構の決定するところによるものとする。

（その他）

第２９条　第５条の規定の審査について、研究内容に相応する研究センター長は、独立行政情報通信研究機構建物等管理規程（０４規程第６１号）で定める建物管理者に第７条第４号を除き委任することができる。

附則

この規程は、平成１８年○月○日から施行する。

別表　利用可能施設及び利用負担金表

ａ）知識創成コミュニケーション研究センターけいはんな情報通信オープンラボ

区分 施設	利用負担金			負担金割引	
	１時間	１日	１ヶ月	第１２条第２項第１号及び第２号の利用者	第１２条第２項第３号の利用者
居室	５円／㎡	４０円／㎡	８００円／㎡	80%割引	50%割引
機器等	別に定めるところによる。				

※　施設の利用による居室ごとの電気料金、消耗品等の負担金は、個別に負担。
※　第１２条第２項第４号の利用者の負担金割引については、個別に定めることとする。

ｂ）小金井本部　３号館　セキュリティー室

区分 施設	利用負担金			負担金割引	
	１時間	１日	１ヶ月	第１２条第２項第１号及び第２号の利用者	第１２条第２項第３号の利用者
居室	３円／㎡	２９円／㎡	５８０円／㎡	80%割引	50%割引
機器等	当面は負担を求めない。				

※　施設の利用による居室ごとの電気料金、消耗品等の負担金は、個別に負担。
※　第１２条第２項第４号の利用者の負担金割引については、個別に定めることとする。

別紙様式第１

独立行政法人情報通信研究機構開放型研究開発施設利用申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人情報通信研究機構　殿

住　　所
会　社　名　　社　　印
代 表 者 名　　代表者印

下記について、開放型研究開発施設を利用したいので、ご検討下さいますようよろしくお願いします。

なお、共同研究につきましては、下記のとおりですので、併せてよろしくお願いします。

記

１　利用場所
２　利用期間　　平成　　年　　月　　日　　時　　分から
　　平成　　年　　月　　日　　時　　分まで
３　利用人数　　人
４　研究計画
５　共同研究　　□　希望します　　□　希望しません
　　＊希望する場合は、以下の事項を記入して下さい。
（１）　課題
（２）　目的
（３）　内容
（４）　理由
（５）　分担
（６）　希望実施場所
（７）　希望実施期間
（８）　主任担当者及び参加研究者
（９）　経費及び施設の分担についての希望
（１０）　工業所有権等の実施についての希望

別紙様式第２

独立行政法人情報通信研究機構開放型研究開発施設利用継続申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人情報通信研究機構　殿

住　　所
会　社　名　　社　　印
代 表 者 名　　代表者印

下記について、開放型研究開発施設を継続して利用したいので、よろしくお願いします。

記

１　利用場所
２　利用期間　　平成　　年　　月　　日　　時　　分から
　　平成　　年　　月　　日　　時　　分まで
３　利用人数　　人
４　研究計画
５　共同研究　　□　継続して希望します　　□　希望していません

別紙様式第３

独立行政法人情報通信研究機構開放型研究開発施設利用廃止・変更届出書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人情報通信研究機構　殿

住　　所
会　社　名　　社　　印
代 表 者 名　　代表者印

下記について、開放型研究開発施設の利用を取り止め又は機器等の持ち込み及び利用期間などの利用条件を変更したいので、ご検討下さいますようよろしくお願いします。

記

１　届出種別
□　利用を取り止め　　□　機器等の持ち込み及び利用期間などの利用条件を変更

２　届出理由

３　変更内容